
アメリカの適格認定に関する 大学の活動の実態

—適格認定プロセスと学習成果の測定を中心に—

藤原 将人(立命館大学)

1

本発表の構成

課題の設定

1. 調査の内容
2. アメリカの適格認定の概要
3. 個別大学の事例
4. 適格認定と学習成果の測定の意義

2

課題の設定

－適格認定の対応の過程と学習成果の測定

- 本発表では、発表者がアメリカの6大学に対して行った訪問調査(2018年8月実施)により得られた知見から、アメリカの大学の適格認定(アクレディテーション)のプロセスと学習成果の測定(アセスメント)の事例を整理して参加者と共有するとともに、日本の大学評価の方向を検討したい
- 適格認定とは
 - － 大学が、相互に同僚評価(ピア・レビュー)を行い、自主的に教育研究水準の向上をはかる仕組み
 - － アメリカで発達してきた大学主導の大学評価
- 学習成果とは
 - － 学生が在学中に大学教育で獲得した知識や技能、態度
 - － 適格認定の一環として実施される

3

課題の設定

－日本で進む大学評価の趨勢

- 認証評価制度に関する動向
 - － 内部質保証や学習成果の評価を重視
 - － 中央教育審議会大学分科会の審議まとめ「認証評価制度の充実に向けて」(2016年3月)、関係省令の改正(2018年4月施行)
- 内部質保証システムの構築
 - － 大学基準協会は2011年度から、大学が自ら点検・評価を行い、その結果を大学改革に結びつけ、大学の質を自ら保証することができる内部質保証システムを学内に構築し、それを有効に機能させているかどうかを重視する評価の仕組みを開始(工藤、2013年、41頁)
- 各大学における大学評価の課題
 - － 教育研究の充実向上のために自己点検・評価と学外の大学評価との連携、学生の学習成果の測定の実施など、自己点検・評価を中核にした大学評価を定着させる課題

4

課題の設定 —具体的なねらい

- 大学は適格認定をどのようにして大学教育の継続的な改善に結びつけているのかという課題に注目
- 2018年8月に、1か月にわたりアメリカで適格認定に関する大学の活動の実態を調査
- 以下では大学の活動事例から、①適格認定や学習成果の測定をどのように理解しているか、②適格認定や学習成果の測定ではどのような情報や手法を使用しているか、③適格認定や学習成果の測定によりどのような改善がみられるかを明らかにしたい

5

1. 調査の内容 (1) 調査対象大学

表1 調査対象大学

大学名	所在地域	設置形態/ カーネギー大学分類	設置年	学生数
メイン州立大学オーガスタ校	メイン州	公立4年制 学士大学	1965	4,416
ポストンユニバーシティ	マサチューセッツ州	私立4年制 博士大学(R1)	1839	32,695
アメリカン大学	ワシントン特別区	私立4年制 博士大学(R2)	1893	13,347
サンタフェコミュニティカレッジ	ニューメキシコ州	公立2年制 准学士大学	1983	6,265
サンタクララ大学	カリフォルニア州	私立4年制 修士大学	1851	8,422
カリフォルニア州立大学 サンバーナーディーノ校	カリフォルニア州	公立4年制 修士大学	1962	20,767

(出所) Carnegie Classification of Institutions of Higher Education; U.S. News & World Reportなどより作成。

6

1. 調査の内容

(2) 調査対応者と調査項目

- 適格認定の対応や学習成果の測定の実践に責任をもつ副学長(バイス・プレジデント)や准教学担当副学長(アシスタント・プロボスト、バイス・プロボスト、デュプティ・プロボスト)、学部長(ディーン)、管理職員(ディレクター)を中心にして実施
- 調査(質問)項目は、適格認定の過程、学習成果の測定に関わる事項の2つに区分。いずれも先述した3つの観点から設定

表2 調査(質問)項目の例(抜粋)

2. Accreditation Process
a) How do faculty and staff members view the institutional accreditation? How does your office educate the campus constituents on the importance of the accreditation?
3. Continuous Improvement
a) Did your institution receive any recommendation or warning in the last accreditation result? If so, what were the issues? How has your institution been working on improving those issues?

7

2. アメリカの適格認定の概要

- 大きく、①地域別適格認定協会、②専門分野別適格認定協会によって実施
 - ①地域別適格認定協会
 - : 6機関。大学全体を評価の対象とする機関別評価を実施。大学は所在地域を管轄する協会に申請(表3)
 - ②専門分野別適格認定協会
 - : 教育プログラムや学内組織を評価対象とする専門分野別評価(医学や法学、工学、経営学、教員養成など)を実施
- 協会のほとんどは連邦教育省(USDE)または高等教育適格認定協議会(CHEA)の認証を受ける
 - 連邦政府の財政援助プログラム(給付型奨学金の受給資格、学生ローン、親が借りるローン、税制の優遇措置など)と連結

8

2. アメリカの適格認定の概要

表3 アメリカの地域別適格認定協会(概要)

地域(略称団体名)	設置年	管轄州	周期
ニューイングランド (NEASC)	1885	コネチカット、ニュー・ハンプシャー、マサチューセッツ、メイン、ロード・アイランド、バーモント	8年
中部(MSCHE)	1887	デラウェア、メリーランド、ニュー・ジャージー、ニュー・ヨーク、ペンシルバニア、ワシントン特別区	8年
南部(SACSCOC)	1895	アラバマ、フロリダ、ジョージア、ケンタッキー、ルイジアナ、ミシシッピ、ノースカロライナ、サウスカロライナ、テネシー、テキサス、バージニア	10年
北中部(HLC)	1895	アイオワ、アリゾナ、アーカンソー、イリノイ、インディアナ、ウェスト・ヴァージニア、ウィスコンシン、オハイオ、オクラホマ、カンザス、ノース・ダコタ、コロラド、サウス・ダコタ、ニュー・メキシコ、ネブラスカ、ミシガン、ミネソタ、ミズーリ、ワイオミング	10年
北西部(NWCCU)	1917	アラスカ、アイダホ、モンタナ、ネバダ、オレゴン、ユタ、ワシントン	7年
西部(WSCUC)	1962	カリフォルニア、ハワイ	10年

(出所) Council for Higher Education Accreditationウェブサイト; 浅野、2017年、101頁などより作成。

9

2. アメリカの適格認定の概要

- 従来、適格認定では入学者の特徴や既存の資源、教育研究組織、施設設備などのインプット条件を重視
- 1980年代以降、**アカウントビリティ(説明責任)**の浸透
 - 教育プログラムの有効性、学生の学習成果を重視
 - 適格認定への対応や学内外への報告業務は、IR(インスティテューショナル・リサーチ)部門が実施
 - IR部門は「**自己点検報告書の作成**、そして学内の**適格認定対策の委員会の運営**」に関与(本田、2011年、18頁)
- 1992年の高等教育法改正以降、**連邦政府の介入の強化**
 - 1996年の高等教育適格認定協議会の設立に繋がる
- 2006年スプリングス・レポート(連邦教育長官諮問委員会)
 - 適格認定協会と連邦政府への**数値データの提出**
(江原、2010年、262-268頁; 福留、2005年、170頁; 福留、2007年、78-79頁など)

10

3. 個別大学の事例

- 6大学の大学全体の適格認定に対応する組織は、いずれも教学担当副学長(プロボスト)の管轄下にある一方で、**組織の形態**が各大学によって**多様**
- ①IRと学習成果の測定の、各部門が連携して担当、②IRと学習成果の測定の統合部門で担当、③IRと学習成果の測定に計画も加えた形で、IE部門が担当
 - IE(インスティテューショナル・エフェクティブネス)「目標に照らして成果を検証するプロセス」(小湊・佐藤、2014年、21頁)
 - 各大学ではIRや学習成果の測定などの関連する業務と一体で、適格認定に対応
- どの大学も**組織間の連携**のもとに進めている

11

3. 個別大学の事例

(1) 適格認定と学習成果測定の意味、位置づけ

- どの大学でも学内の教職員の理解を深めることはきわめて重要な課題
 - 「適格認定の長い評価の過程で教職員の意識を常に引きつけておくことが課題」(ある大学の学習成果の測定やIRの部門の責任者)
- 適格認定の対応を専門的に行う**適格認定担当者(ALO)**の果たす役割
 - 各大学には通常1人の適格認定担当者が置かれて、教学担当副学長(プロボスト)やそれに準ずる職の者がその任を務める
 - その責任は、①適格認定協会からの要請や期待を学内の教職員に伝達、②適格認定協会に大学の計画や変化などの情報を提供、③自己点検・評価報告書を編集、④毎年次作成する適格認定協会用の報告書の情報に解説、⑤適格認定協会が開催する年次会合などに参加

12

3. 個別大学の事例

(1) 適格認定と学習成果測定の意味、位置づけ

- 適格認定に対する教職員の理解を深めるための取り組み
 - 講演会を行うなどの定期的な活動を実施、会議や広報物などを通じて適格認定を周知
 - 州政府の財政援助を受けるために重要だが、**学生の学習や経験の向上、教育の継続的な改善のために重要**
- 適格認定対応や学習成果の測定の委員会を設けて対応
 - 運営委員会(ステアリング・コミティー)や適格認定の評価基準に応じた基準委員会(スタンダード・コミティー)を設置
 - 大学全体と全ての学部の学習成果測定の調整役などで構成する大学規模の委員会で学習成果の測定を実施
- 学習成果の測定は、大学管理者による教育と研究の専門領域に対する不当な侵害だと捉える教員も存在
 - 職業に関係しない分野の学部や学科は取り組みが進んでいない

3. 個別大学の事例

(2) 適格認定と学習成果測定に必要な情報や手法

- 適格認定に必要な情報は、IR部門が適格認定対応の委員会や各部局、適格認定協会に提供
 - 在籍継続率(リテンション率)、卒業率の情報
 - 学生の成長に関わる情報をもっとも重視する大学も存在
 - 奨学金や財務に関わる情報は業務範囲外(浅野、2017年、99頁)
- いくつかのIR部門の業務
 - 適格認定対応の各基準委員会に情報を提供 例:教育効果—学生調査の結果、学生受け入れ—学生数の推移
 - 情報量が豊富な学内の適格認定対応の運営委員会などに職員を配置、自己点検・評価報告書の作成に必要な情報を提供
 - 自己点検・評価報告書全体の用語や形式の一貫性を確保。報告書に不足している情報や重複している情報をみつけたす

3. 個別大学の事例

(2) 適格認定と学習成果測定に必要な情報や手法

- 「BIツール」を用いて、IR部門が情報の分析や報告を行う例も普及
 - 在籍継続率の分析や、ファクトブックを作成
 - 学内の教職員や一般の使用を可能とする大学も存在
- 州立大学では、州の数値目標の達成に向けた情報をIR部門が管理
 - 例: カリフォルニア州の「CSU卒業イニシアティブ2025」計画期間内の卒業率などの改善
- 学習成果の測定は、多くの大学では学生調査や、卒業生調査、統一試験などの方法、情報を使用
 - 取り組み自体は大学ごとに多様
 - 各取り組みを組み合わせながら**周期的、日常的**に実施

3. 個別大学の事例

(3) 適格認定と学習成果測定による継続的な改善

- 適格認定協会により在籍継続率、卒業率、学生の奨学金返済率の数値がよくないという指摘を受けた大学
 - 学生相談の体制や手法の充実により退学率を減らすなどの取り組みを進め、評価から数年後に改善の計画を報告
 - 学生募集の面では大学として優位性のある、教員が経験や意欲をもっている教育プログラムを拡充
- 教育プログラム評価が不十分で継続的な学習成果の測定が行われていないという提言を受けた大学
 - 学習成果測定の責任者が置かれて、ほとんどの部門や学部で教育プログラム評価、毎年の学習成果の測定も実施
 - 現在更新している戦略計画を適格認定の対応に組み合わせることにより、適格認定を大学にとって意義があるものにする試み

3. 個別大学の事例

(3) 適格認定と学習成果測定による継続的な改善

- 学習成果の測定を教学担当副学長や学部長が大学教育を方向づけるために使っている事例
 - 通学課程の学生と通信課程の学生を比較した学生調査の結果から、執行部による通信課程の学生向けのオリエンテーションや、学生募集での対象別のコミュニケーションの実施
- 他学部の学習成果の測定の実践から、どのような効果を得たのかを知る機会を定期的に設定
 - 各教育プログラムから学習成果の評価情報を収集。教育プログラムごとの学習成果のリストを報告書に記載して公開
 - 学生の学習過程や、キャプストーンプログラム、教育に必要な資源などの見直しによるカリキュラムの改定

4. 適格認定と学習成果の測定の意義

(1) 考察

- 第1に、適格認定や学習成果の測定の意義を学内の教職員が広く共有するために、部門の枠を超えて適格認定の対応や学習成果の測定を実施
- 第2に、適格認定の対応にあたって必要な情報はIR部門が管理すると同時に、学習成果の測定はさまざま手法を組み合わせて目にみえる形で学習成果を評価
- 第3に、適格認定という制度や学習成果の測定が大学の継続的な改善の前提条件の1つになっている

4. 適格認定と学習成果の測定の意義

(2) 課題と展望

- 適格認定や学習成果の測定は、**学生の学習や経験の向上、教育の継続的な改善のため**であるという考え方
 - アメリカの適格認定を通じて「大学は内面的な教育の質の改善や向上を維持させていく傾向にある」(適格認定対応の責任者)
 - アメリカと同様の課題が日本にある
- 適格認定において評価を受ける**大学側による継続的な努力**
 - アメリカでも、あくまで大学側が自律的に改善活動を行うことを前提としながら適格認定を実施
- **大学側と適格認定協会側との関係も重要**
 - 日本の大学にとって適格認定や学習成果の測定を担当する人材の育成も学ぶべき課題の1つ

19

【引用文献等】

- 浅野茂「米国におけるIR/IEの最新動向と日本への示唆」『京都大学高等教育研究』第23号、2017年、97-108頁
- 江原武一『転換期日本の大学改革—アメリカとの比較』東信堂、2010年
- 江原武一『大学は社会の希望か—大学改革の実態からその先を読む』東信堂、2015年
- 工藤潤「大学基準協会がめざす認証評価—内部質保証システムを構築するための条件」『IDE(現代の高等教育)』551号、2013年6月号、IDE大学協会、2013年、41-45頁
- 小湊卓夫・佐藤仁「大学評価とInstitutional Effectiveness—IRの役割をめぐって—」大学評価コンソーシアム『米国IR事情勉強会実施報告書』、2014年、7-27頁
- 福留東士「米国アクレディテーションにおけるアウトカム評価の動向」広島大学高等教育研究開発センター編『高等教育の質保証に関する国際比較研究』(COE研究シリーズ16)広島大学高等教育研究開発センター、2005年、161-188頁
- 福留東士「米国におけるアクレディテーションと連邦政府の関係」広島大学高等教育研究開発センター編『大学改革における評価制度の研究』(COE研究シリーズ28)広島大学高等教育研究開発センター、2007年、75-90頁
- 本田寛輔「アメリカのIRと日本への示唆」『IDE(現代の高等教育)』528号、2011年2-3月号、IDE大学協会、2011年、17-25頁

【謝辞】

- 発表にあたり、各大学の教職員には多大なご協力を賜った。また本調査は一般財団法人私学研修福社の助成を得て実施した。記して謝意を表したい。

20